

令和8年度鹿児島県自作視聴覚教材コンクール実施要項

鹿児島県視聴覚教育連盟

1 趣旨

近年、学習の場と学習内容及び学習方法は多様化しており、市販教材のみで学習の成立を図ろうとすることは難しく、個々の学習者が充実した豊かな学習活動を展開する必要があります。そのためには、個々の学習者の実態に応じたきめこまかい教材や、地域の歴史・文化・伝統などについて組織的に収集整理、構成された教材等、地域に根ざした学習のための教材が必要とされており、視聴覚教材の自作と活用は、ますます身近なものとなってきています。

このコンクールは、その制作技法の優劣のみを問うのではなく、なぜ、その教材が必要とされるのか、具体的な利用方法まで含めて審査することを目的としています。そうすることで、学習の場で実際に役立ち、他の学校や地域等での自作教材の企画制作・活用にも役立つ視聴覚教材の自作活動を促進し、検証を通して、その制作奨励と内容の充実に寄与することを目指します。

2 主催等

- (1) 主催 鹿児島県視聴覚教育連盟
- (2) 後援 鹿児島県教育委員会

3 応募資格

- (1) 児童生徒（幼稚園、保育園、こども園を含む）
 - (2) 学校教育関係（教職員、指導主事等）
 - (3) 社会教育関係（社会教育主事、公民館主事、視聴覚ライブラリー職員、読書グループ等）
 - (4) 一般の方（アマチュアに限る）
- ※ 出品は個人またはグループ、団体で1作品とする。

4 募集作品

- (1) 教科・領域の単元・題材を学習したり、その学習を支援したりするための視聴覚教材
- (2) 学校（幼稚園・保育所）・生涯学習施設等で実際に使用したもの
- (3) 映像教材、デジタルコンテンツ、紙しばい等
- (4) 授業や学習のために作成した自作視聴覚教材や、児童生徒が調べ学習や自由研究、郷土学習、総合的な学習の時間等でまとめた成果物や作品、自主グループが作成した作品、公民館講座等で制作した作品 等
- (5) 令和7年11月以降に作成・使用したもの

5 応募種別・規格

種別	規格等
映像教材	<ul style="list-style-type: none">・ 12分以内の作品とする。・ 1作品ずつDVD等に保存し、再生機器で再生できるようにして提出する。
デジタルコンテンツ	<ul style="list-style-type: none">・ Microsoft PowerPoint、ロイロノート、Keynote、Google スライド、Canva等のソフトを用いて制作された作品とする。・ 作品のデータをDVD等に保存し提出する。（保存形式は各ソフトの保存形式とする。） <p>※ 審査の際、作品が見られない等の場合は、個別に連絡することがある。</p>
紙しばい	<ul style="list-style-type: none">・ 物語や昔話、創作話などストーリー性のある題材とした作品。・ 5枚以上とし、本体と台本、録音物を提出する。・ 演示を撮影した映像データの提出でも良い。

6 応募条件

- (1) 他のコンクール等に応募した教材・作品（応募予定の教材・作品も含む）は、主催者等へ応募のための許可を得ること。
- (2) 次の事項に該当する場合は、著作権者等から応募のための許可を得ること。
 - ア 他人が作成・撮影した画像や放送を録画したものを使用している教材・作品
 - イ 著作権処理をしていないテープやCD・DVD・ダウンロードした曲を使用している教材・作品
 - ウ 著作権を応募者以外が所有している教材・作品

7 提出するもの

- (1) 自作視聴覚教材・作品
 - (2) 応募票（様式1～3）
 - (3) 部門別応募状況（様式4）
 - (4) 応募作品一覧表（様式5・様式6）
- ※ 様式4～6は各地域視聴覚ライブラリー等が作成する
※ 必要に応じて補助資料（指導案など）を提出してもよい
※ 応募様式はホームページよりダウンロードできます

URL：<https://kenmindaigaku.kagoshima-pac.jp/audvis-concours/>



8 募集締切

応募者	提出先	締め切り
県立学校、私立学校 等	鹿児島県視聴覚教育連盟事務局 (カクイックス交流センター)	令和8年10月16日(金)
各地域視聴覚ライブラリー		令和8年10月16日(金)
各学校、一般 等	各地域視聴覚ライブラリー	令和8年10月8日(木)

※各地域視聴覚ライブラリーにおいては、10月8日（木）を募集締め切りとしてください。

9 賞

- (1) コンクール本審査へ出品された応募者全員に参加賞を贈呈する。
- (2) 学校教育・社会教育関係者・児童生徒・一般の部それぞれに「最優秀賞」「優秀賞」「優良賞」を設ける。

10 審査会、入賞発表及び表彰式の期日

- (1) 審査会 令和8年11月20日(金)
- (2) 入賞発表 令和8年12月4日(金)
- (3) 表彰式 令和9年1月16日(土)

11 審査会

- (1) 審査会要項については、別途定める。
- (2) 作品審査の経過等についての問合せは、受け付けない。

12 審査の観点

- (1) 教材性に優れているか。
- (2) 制作のねらいや利用目的が明確であるか。
- (3) 主題設定及び内容の構成が適切であるか。
- (4) 映像が鮮明で音声は明瞭であるか。
- (5) 内容や表現に創意工夫がなされているか。

(6) 応募された教材が視聴覚機器の特性を生かしているか。

13 著作権等について

(1) 他人が著作権等をもつ著作物等（教科書等の挿入素材、文章、BGM 等）が作品中に含まれる場合は、応募者の責任において、著作権者等から、使用許可を得るものとする。人物の肖像権等についても同様とする。

(2) 応募作品の著作権は応募者に帰属する。

(3) 審査のために、主催者が複製する場合がある。また、応募者は下記について了承することとする。

ア 主催者が複製し、主催者が実施する事業において利用すること。(入賞発表会での上映、各種研究大会での上映等)

イ 本事業を広報するため、印刷物及びホームページに利用すること。(要約、抜粋するとがある)

ウ 主催者が本事業の記録として保存するために複製すること。

エ 映像教材、紙しばいの優秀作品は県視聴覚ライブラリーの貸出教材として原則登録すること。

オ 作品によっては、本センターの YouTube チャンネルにて公開すること。

14 優秀作品の推薦

審査会において最優秀賞を受賞した教材については、次年度の一般財団法人日本視聴覚教育協会主催 「全国自作視聴覚教材コンクール」に推薦する。(該当する種別のみ)

15 作品の返却

- 作品の返却は原則行わないが、返却を希望する場合は、審査終了後、各地域視聴覚ライブラリー等を通じて返却する。
- 一般の部については、原則として応募者の地域視聴覚ライブラリー等まで引き取りに行くこと。

16 問合せ先

〒892-0816 鹿児島市山下町 14-50 (電話 099-221-6606)

鹿児島県視聴覚教育連盟事務局 (かごしま県民大学中央センター学習情報係)